

一般社団法人ホワイトハンズ 代表理事 坂爪真吾

自己紹介



坂爪 真吾
(さかつめ・しんご)

1981年新潟市生まれ。
東京大学文学部卒。

2008年に「障がい者の性」問題の
解決を目指す非営利組織
ホワイトハンズを設立。

ホワイトハンズのミッション

新しい「性の公共」を
つくる

新しい「性の公共」とは？

1. 性の問題を、
「**個人（私だけ）の問題**」ではなく
「**社会（みんな）の問題**」と考える！
2. **公の場で、社会のみんなの力で**
問題を解決する仕組みをつくる！



活動領域①

性の世界から
疎外されている、
障がいのある
人たちへの
性的支援

射精介助



ケアスタッフの手による
物理的な刺激で、
射精に導く。

2008年4月の開始以降、
全国19都道府県

累計**651**人に提供

⇒介助現場のドキュメンタリーは、全世界で**560万** 回再生

イベントと情報発信



障がいのある人の性をみんなで語る、年に一度のフォーラムです。

2016.5/22 SUN

第1部 【基調講演】 坂井真希（一般社団法人ホウフハズ）
愛される障がい者から、愛する障がい者へ
『セックスと障害者』（ナース）出版記念講演

第2部 【ゲスト】 駒谷まゆみさん（結婚推進室「ふ〜け」室長）
高村真穂さん・小西亜由美さん（社会福祉法人南高愛護会）
ふつうの場所で、
愛する人との暮らしを
障がい者の結婚推進事業
「ふ〜け」の挑戦

第3部 【ゲスト】 平井純さん（明星大学特任教授）
知的障がい者のライフコースにおける
恋愛・結婚支援の意義

第4部 【ゲスト】 人によるディスカッション+会場での質疑応答
「愛される障がい者」から「愛する障がい者」への
パラダイムシフトのために必要なことは？

●開催日時：2016年5月22日（日）13時～17時 ●会場：NPO（お茶の水女子大学）
●参加費：一般 5,000円（学生・障がい者優待 3,000円）（お茶の水女子大学）
●お申し込み：お茶の水女子大学社会福祉センター（お茶の水女子大学）
●お申し込み：お茶の水女子大学社会福祉センター（お茶の水女子大学）
●お申し込み：お茶の水女子大学社会福祉センター（お茶の水女子大学）
●お申し込み：お茶の水女子大学社会福祉センター（お茶の水女子大学）

生と性のバリアフリーフォーラム

支援者側の理解を深めるために



今年も全国で
開催します！

障がいのある人の性をどう理解し、
どう向き合っていくかを、
講義とワークショップを通して
学ぶ基礎研修です。

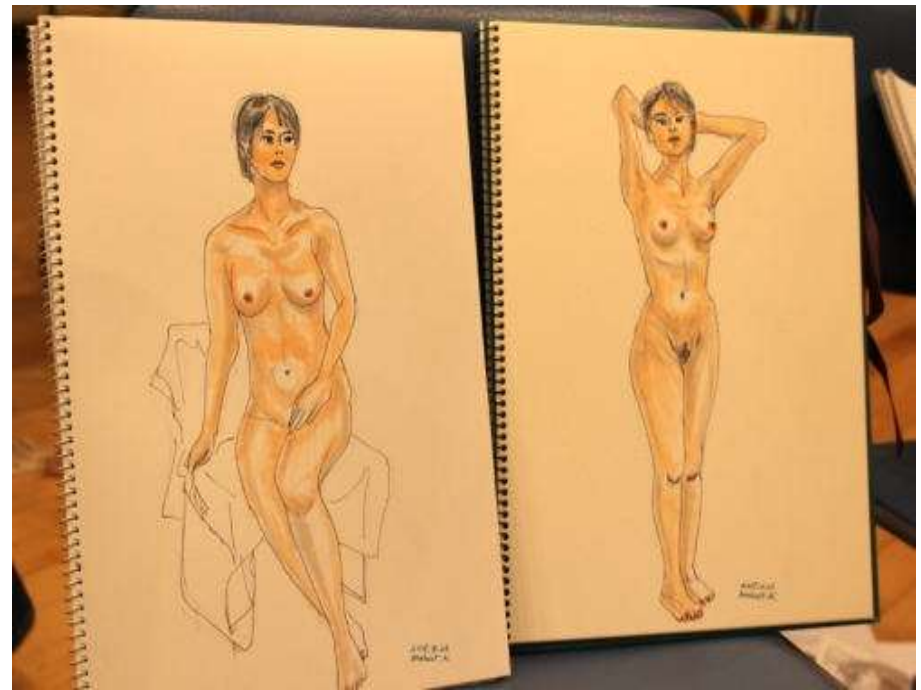
参加申込
受付中

「障がい者の性」基礎研修 2017
障がいのある人の性の現状&支援の方法を、徹底解説！

全国各地での
講演・講義・研修を
通して、9年間で
1000名以上に
障害者の性を
理解するための理論・
支援の方法を伝える

ららあーと

バリアフリーのヌードデッサン会（2010年～）



年齢・性別・経験・障がいの有無を問わず、
どなたでも参加できるデッサン会（年6回・東京で開催）
7年間で累計 **900**名以上の方に参加して頂く

活動領域②

性の世界で不当な
差別や不利益を
被っている、
性風俗やJK
ビジネスの世界で
働く男女への支援



風テラス

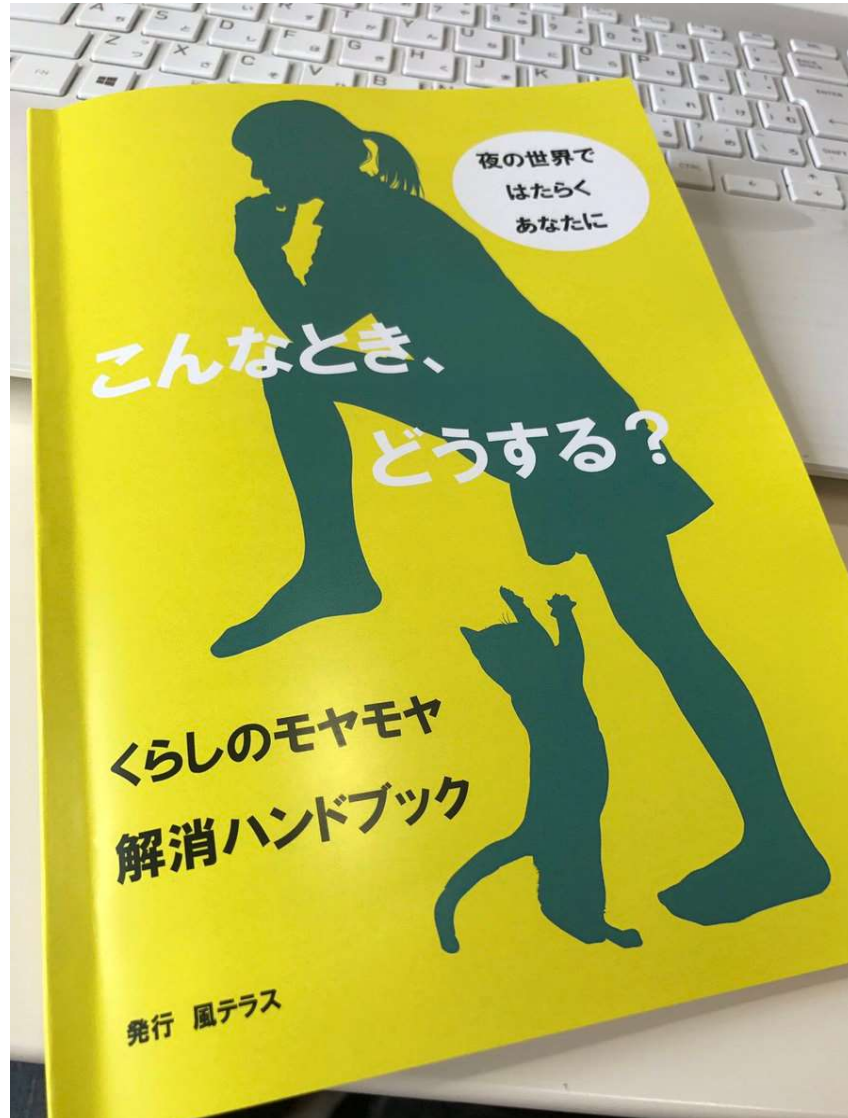
風俗店で働く女性の無料相談会@待機部屋



弁護士・社会福祉士・精神保健福祉士・臨床心理士といった

専門職が待機部屋に出向いて相談を受ける

東京・大阪・新潟で実施



累計相談者数

185名

(2015年10月～
2017年10月現在)

坂爪真吾
—株式会社法人法ホワイトハウス代表取締役—

面接即採用で

いくら稼げるのか

東京の中心部を走る丸の内線、丸の内線は9000両

風俗がなくなつて死ぬ男はいないが、女性は死にかねない」

「今までよく生きてきた」その過酷な背景は、風俗経営者が招き入れた女性を、「歌おう」とすると罵るのと同じ。

地雷專門店

「デブ」「ブス」「ババア」

生活保護 受けながらでも働ける。国と会社が責任を分かちあう

ある障害者がデリヘルを起業するまで

妊婦・母乳専門店は「魔法の職場」

彼女なぜ
母乳風俗店
で働くのか？



福祉の立場から展開する、史上最もラディカルな風俗論

性風俗のいびつな現場

地雷専門店

【特徴①】 「デブ・ブス・ババア」のみ在籍

**【特徴②】 応募者全採用の激安店
(70分6000円～の超低価格)**



地雷専門店の待機部屋

障がい、病気、多重債務、DV、
ネットカフェ暮らしなど
明らかに福祉的・法律的支援の
必要な女性たちが働いていた

仮説

こうした激安風俗店と
福祉・司法との連携を
実現できれば、多くの女性に
支援を届けられるのでは？

支援を届けるための手法

法律・福祉の専門家が直接
現場（店舗の待機部屋）を訪問し、
その場で相談に応じる

アウトリーチが必要



本日のテーマ

1. 障害

2. 介助

3. セックスワーク

障害者の性、この10年間



障がいの
ある人の性
支援ガイドブック
(中央法規)

2017年11月
発売予定

10年間の流れ

障害者の性に関する議論は、盛り上がっていない

その背景には・・・

1. 「障害者」と「健常者」の境界線が曖昧に

（見えにくい・分かりづらい障害、社会モデルの普及等）

2. 当事者と社会とのつながりを支える制度・支援・文化の拡充

（特別支援教育、就労支援、差別解消法、アール・ブリュット等）

10年間の流れ

**「障害者の性」という
カテゴリー自体が、
あまり意味をなさなくなった**

**⇒その一方で、支援の現場における
性に対する理解・制度は乏しいまま**

歴史を振り返ると・・・

障害者の性に関する論点は、
1980年代に既に出尽くしていた

1. 「障害者の性」は個人だけの問題ではなく、
家族や地域、そして社会全体の問題
2. 賛否論だけではなく、現場での
具体的な援助の方法を確立すべき

失われた30年

× 理念を現場に落とし込むことに失敗

現場における具体的な支援（性教育・介助・相談援助・社会資源の開拓等）の実践方法を確立することができなかった！

⇒結果的に、感動ポルノと同様、メディア上で
「タブー破りのネタ」として扱われるだけ

NPOがやるべき仕事とは



現場での支援を
適切に実施するための
具体的な
ガイドラインの
作成・普及

理解のための4つのポイント

1. 障害者の性 = 個人ではなく **社会**の問題
2. 性的自立 = **社会的自立**の条件
(性的自立が社会的自立につながる)
3. 性の問題 = **人間関係と生活環境**の問題
4. 障害者の性 = **支援者の性**の問題

障害者権利条約（2014年批准）

第二十三条

1 (b) 障害者が子の数及び出産の間隔を自由かつ責任をもって決定する権利を認められ、また、**障害者が生殖及び家族計画について年齢に適した情報及び教育を享受する権利を認められること。**

さらに、障害者がこれらの権利を行使することを可能とするために必要な手段を提供されること

厚労省障害福祉課への政策提言



提言①：

射精と生理介助の制度化

提言②：

障がい者の最低限度の
性の健康と権利の保障

⇒性に対する**合理的配慮**！

社会的議論を深めるために



「性に対する
合理的配慮」とは
何かを考える上での
叩き台として、
ガイドラインの
作成・普及が必要。

これからのビジョン

セックスと障害者

坂爪 真吾
SAKATSUME, Shingo



そのために支援の
現場で必要なのは

1. 性に対する
合理的配慮の徹底
2. 不当な差別的
取り扱いの禁止